

貸切バスご利用の手引

社団法人 静岡県バス協会

バス会社からのお願い



〈法令遵守のために〉

- ① **ドライバーの労働時間(略称「改善基準」:国土交通大臣告示)にご理解をお願いいたします。**
- ② **貸切バス運賃・料金は国土交通大臣に上限・下限を定め届出した一台あたり運賃・料金でお支払いいただくようお願いいたします。**
最低額を下回るダンピングは違法になります。
- ③ **添乗業務のサポートはいたしますが、添乗業務はできません。**
各施設への到着時刻の電話連絡等は、旅程管理者である添乗員、又はお客様をお願いいたします。
- ④ **バスの待機場所手配をお願いいたします。**
配車地・行程中でのバスの待機場所は確保願います。路上待機はできません。
- ⑤ **アイドリングストップにご理解下さい。**
各県などの条例により、地球温暖化防止のため、駐車中はエンジンを停止し、冷暖房装置も停止するよう義務付けられています。
- ⑥ **排気ガス規制**
基準に適合しないディーゼル車の指定地域内での運行を条例で禁止しています。
(例)東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県 等
- ⑦ **ビデオ・DVDの持ち込み上映はできません。**
許可を受けたビデオ・DVD以外、バス車内での上映は著作権の侵害になります。

〈あとでトラブルにならないために〉

- ① **現金立て替えはできません。**
有料道路料金、駐車料金、入場料金、乗務員の宿泊料金など、付帯料金は現地にて添乗員、又はお客様でお支払い下さい。特別に契約がある以外に立替はできません。
- ② **バス代金のお見積りは、できるだけ詳しい見積り条件の提示を。**
ご利用日、出発地、最遠地、配車時間、終了時間、バスの種類、バスガイドの有無などの条件をご提示下さい。出発地と目的地だけではお見積りできません。
- ③ **バスのご指定場所への配車は出発時刻の15分前までに。**
正確な配車をするために、配車場所の進入退出経路やバスの運行に支障のない場所であるかをご確認の上、配車場所の詳細図をご提供下さい。
- ④ **最終行程表はお早めにご提供下さい。**
間際ですとご満足いただけるサービスの提供ができない場合がございます。できるだけお早めにご提供下さい。また、行程中のバスの停車場所、待機場所もお知らせ下さい。
- ⑤ **通行許可証等はお取りできません。**
特別な許可を必要とする道路の通行許可、駐車許可、入場許可などは旅行手配者又は、お客様で許可をお取りいただき、許可証をご持参下さい。

安全運行パートナーシップガイドライン

一般社団法人 日本旅行業協会／社団法人 全国旅行業協会／公益社団法人 日本バス協会

平成23年6月10日

1. 安全運行パートナーシップ・ガイドラインの目的

この安全運行パートナーシップ・ガイドラインは、旅行会社と貸切バス事業者が、お互いの事業活動をする上で欠かすことのできないパートナーであることを理解し、その協力体制の確立により法令等を遵守し、安全で快適なサービスを旅客に提供することを目的とします。

2. 法令等を遵守した旅行及びバス運行

- ①貸切バス事業者は、安全性の確保のための基準づくりやそれに基づく運行に努めます。旅行会社は、安全運行に努力している貸切バス事業者を利用することに努めます。
- ②行程作成にあたっては貸切バス事業者と旅行会社双方が十分な打ち合わせを行います。
- ③適切な運行計画を実現するため、旅行会社は貸切バス事業者に対して遅くとも2週間前までに行程表を提出します。また、行程に変更があった場合、旅行会社は速やかに貸切バス事業者へ報告します。
- ④貸切バス事業者の乗務員は、旅行当日に旅行会社から行程変更の依頼を受けたときは運行管理者に報告し、運行管理者の承認を受けてから行程の変更を行います。
- ⑤貸切バス事業者と旅行会社は行程表に基づき、乗務員用の適切な休憩・宿泊施設を確保します。

法令等で定められている主な項目

※詳細は右記改善基準参照



| | | |
|----------|------------|---------------------------------------|
| 連続運転時間 | 4時間まで | 30分以上の運転中断が必要 (1回の休憩が10分以上であれば分割可) |
| 1日拘束時間 | 13時間まで(原則) | 出庫から入庫まで |
| 1日平均乗務時間 | 9時間以内 | 連続する2日間の平均 |
| 休息期間 | 8時間以上(連続) | 現地宿泊の場合 |

- ⑥貸切バス事業者と旅行会社は、営業区域外運送を受注、発注しません。



3. 安全な乗降場所の確保

- ①貸切バス事業者と旅行会社は、安全かつ周辺の交通に配慮した乗降場所を選定します。やむをえず路上等で乗降する場合は停車時間の短縮を旅客に呼びかけます。
- ②旅行会社は見学地等でバスを駐車させる必要がある場合は、貸切バス事業者と協力して見学地に近接する場所に駐車場所を確保するように努めます。

4. 安全運行の徹底

- ①貸切バス事業者と旅行会社は、法定速度の遵守はもとより、安全を第一にして旅行行程(ツアー)を運行します。
- ②貸切バスの乗務員及び旅行会社は、旅客に対し、シートベルトの着用を徹底するよう呼びかけます。

5. 安全管理体制の確立

- ①貸切バス事業者と旅行会社は、事故・故障・トラブルなどが発生した場合は旅客の安全確保を最優先して適切な対応をします。
- ②貸切バス事業者と旅行会社は、事故・故障・トラブルなどの緊急時における連絡先を明確にし、休日や深夜等の営業時間外であってもお互いに連絡が取れる体制を構築します。

6. 貸切バスに係る運賃

規制緩和による供給過剰、旅客の低価格志向等の要因で貸切バス事業者と旅行業者はそれぞれに課題を抱えています。お互いの立場を理解して、事業が健全に発達するよう努力します。

7. その他

各協会の会員以外と取引する場合も、このパートナーシップ・ガイドラインを遵守するよう努めることとします。



以上

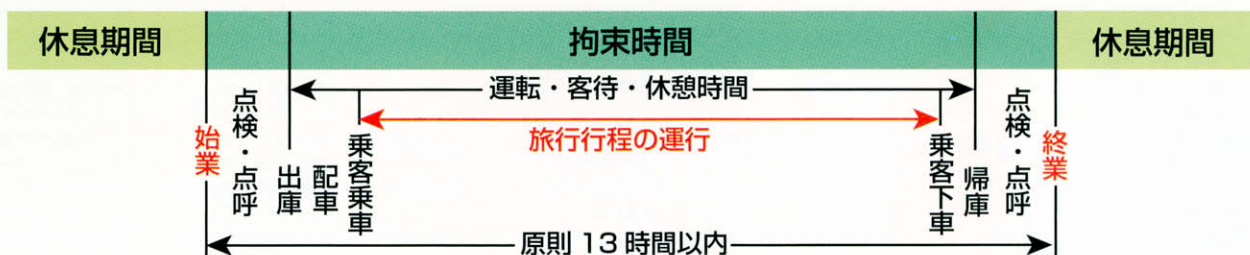
自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

(改善基準告示)

改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態にかんがみ、拘束時間、休息期間、運転時間等について基準を定めています。

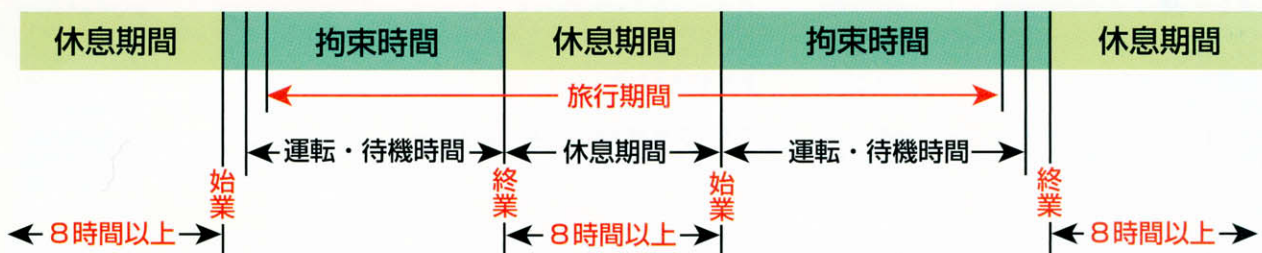
拘束時間について

- 始業時から終業時までの時間をいいます。
- 原則13時間以内(最大延長16時間まで)



休息期間について

- 拘束時間と拘束時間の間には、連続8時間以上の休息期間を設けなければなりません。



運転時間について

- 一日あたり9時間以内(2日を平均して)
- 連続運転時間は4時間以内
(運転開始後、4時間経過直後に30分以上の休憩をしなければなりません。ただし、4時間以内に休憩する場合は1回10分以上で分割することができます。)

